

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

(廃棄物対策課)

一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告 示

(同)

一

○産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部改正(二件)

(廃棄物対策課)

七

規 則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同条第三項第七号中「であつて、」の下に「処理能力が減少するもの及び」を加え、同項第八号中「受ける法第十五条の二の五第一項の変更の許可」を「行う法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出」に改め、「産業廃棄物処理施設」の下に「(前号)に掲げるものを除く。」を加える。

第十条中「事項」の下に「(同条に規定する施設設置者が法第十五条の二の三第二項に規定する産

業廃棄物処理施設の設置者である場合にあつては、同項の規定により公表しなければならないこととされている事項を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十五号を第三十一号とし、第十九号から第二十四号までを六号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の十七第五項」に改め、同条第二十四号とし、同条第十七号中「第十二条の七の七第四項」を「第十二条の七の十七第四項」に改め、同条を同条第二十三号とし、同条第十六号中「第十二条の七の七第二項」を「第十二条の七の十七第二項」に改め、同条を同条第二十二号とし、同条第十五号を第二十一号とし、第十二号から第十四号までを六号ずつ繰り下げ、第十一号を第十四号とし、同条の次に次の三号を加える。

十五 省令第五条の五の五第一項の申請書 様式第十一号の二

十六 省令第五条の五の十第一項の届出書 様式第十一号の三

十七 省令第五条の五の十一第一項の報告書 様式第十一号の四

第二条中第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同条の次に次の二号を加える。

八 省令第四条の四の二の申請書 様式第六号の二

九 省令第四条の四の四の通知書 様式第六号の三

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第九条の二の四第一項の認定証 様式第二号の二

第七条中「又は保健所の支所」を削り、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設及び熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係

様式第2号の2（第2条関係）

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

宮城県知事

印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収に必要な設備を変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出ること。 2 毎年6月30日までに、前年度に係る熱回収報告書を提出すること。

るもの 正本及び副本各1部

四 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の保管に係るもの 正本1部

五 特別管理産業廃棄物の保管に係るもの 正本1部

六 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の熱回収事業者及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に係るもの 正本及び副本各1部

七 遊業廃棄物処理施設設置者に係るもの 正本及び副本各1部

様式第1号中「法第7条第5項第4号リに規定する役員」を「役員」で

「 5 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

「 5 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

改める。
様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第六号の2（第2条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
宮城県知事 殿	年 月 日
申請者 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、〕 〔名称及び代表者の氏名 電話番号 〕	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設 の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事務処理欄	

定期検査結果通知書

年 月 日

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次の
とおり通知する。

宮城県知事

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回検査期限	年 月 日
事務処理欄	

「 第7条第5項第4号リに規定する役員」及び「役員」」

6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、
該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により
作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、
該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により
作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら
に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法
人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有す
るものと認められる者を含む。

第9条第5項

「第9条第5項(同法第9条の3第10項)及び「第9条の3第11項」」

「第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)」

「第9条の2の3第2項」

第9条の2の3第2項

様式第11号の2 (第2条関係)

(表面)

(裏面)

熱回収施設設置者認定申請書

宮城県知事

殿

年 月 日

申請者
住所
氏名
印
[法人にあつては、主たる事務所の所在地、]
名称及び代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日	年 月 日
認定番号	
設備の種類及びその設備の能力	
設備の位置、構造等の設置に関する計画	
設備の維持管理に関する計画	
熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
熱回収の方法	
熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事務処理欄	

備考

- 欄は記入しないこと。
- 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
- 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出カ(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール/時)。熱交換器が複数ある場合は、それぞれの能力を記載すること。
- 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
なお、印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造を示す図並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図
(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画
- 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の別を記入すること。
- 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

手数料欄

様式第11号の3 (第2条関係)

熱回収施設休廃止等届出書		年 月 日
宮城県知事 殿		
届出者 住所 氏名 印 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕 電話番号		
熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所	年 月 日 第 号	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わな くなつたとき	理由 年月日	年 月 日
廃止し、若しく は休止し、又は 再開したとき	理由 年月日	(廃止・休止・再開の別) 年 月 日
熱回収に必要な 設備を変更し たとき	変更の内 容	
	理由 年月日	年 月 日
事務処理欄		

備考
1 欄は記入しないこと。
2 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記
紙を添付すること。別紙の記載を記載すること。別紙の記載を記載すること。別
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第11号の4 (第2条関係)

熱回収報告書		年 月 日
宮城県知事 殿		
報告者 住所 氏名 印 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
年4月1日から 年3月31日までの年間の熱回収率	%	
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。		

様式第三十号「第9条の3第7項」及び「第9条の3第8項」並びに
様式第三十号「第7条第5項第4号」に規定する役員」並びに「役員」並びに

2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の列により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の列により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

改め。

様式第三十号「第7条第5項第4号」に規定する役員」並びに「役員」並びに

3 9～14の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の列により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 9から14までの欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の列により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 9及び12の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

改め。

様式第三十号「第15条の2の4」並びに「第15条の2の5」並びに「又は第4号」並びに「第4号又は第6号」並びに

様式第三十号「第15条の2の4」並びに「第15条の2の5」並びに

様式第三十号「第15条の2の4」並びに「第15条の2の5」並びに「第12条の7の7第5項」並びに「第12条の7の7第5項」並びに「第12条の7の7第4項」並びに「第12条の7の7第4項」並びに

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定（「又は保健所の支所」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

宮城県告示第二四二五号

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十一年宮城県告示第七四二七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二種施設」の下に「及び第三種施設」を加える。

第四十四条中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

宮城県告示第二四二六号

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十一年宮城県告示第七四二七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号及び第九号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改

める。

第三条第九項中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条第二項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

第三十条第二項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第四十四条中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。